

# ご旅行条件書

この旅行条件は、国際興業株式会社 が企画する旅行に適用となります。お申し込みの際はパンフレット、企画書面及び本ご旅行条件書を充分にご理解ください。

※本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

## 第 1 条 企画旅行契約

### (1) 募集型企画旅行契約

この旅行契約は、国際興業株式会社 (以下「当社」といいます) が、お客様を募集するためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これを実施する旅行をいいます。この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

### (2) 受注型企画旅行契約

この旅行契約は、当社が、お客様からの依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これを実施する旅行をいいます。

(3) 日程中に 3 泊以上のクルーズを含む旅行 (日本発着時に船舶を利用する旅行を除きます) であって、パンフレット上にその旨を記載した旅行については、当社クルーズ船を利用する海外旅行に適用する旅行業約款募集型企画旅行契約の部 (以下「当社クルーズ約款」といいます) によります。

(4) 旅行契約の内容は、当社がお渡しするパンフレット、企画書面、本旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面 (最終旅行日程表) 及び当社の旅行業約款 (募集型企画旅行契約の部又は受注型企画旅行契約の部) によります。

(5) 当社は提携するクレジットカード会社 (以下「提携会社」といいます) の、当社との提携カード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みをお受けする契約 (以下「通信契約」といいます) を締結することがあります。「本旅行条件書第 23 条通信契約」もあわせてご確認ください。

## 第 2 条 旅行の申し込みと旅行契約の成立時期

(1) 当社又は当社の受託営業所 (以下「当社」といいます) にて、当社所定のご旅行お伺い書に所定の事項をご記入の上、下記の申込金を沿えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときにその一部として繰り入れます。また、旅行契約は当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するものとします。

(2) 当社に通信契約の申込みを希望される場合は、前項の規定にかかわらず、申込み希望のコース名、旅行開始日、会員番号その他の事項 (以下「会員番号等」といいます) を当社に通知していただきます。

(3) 当社らは、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による企画旅行契約の予約申し込みをお受けすることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前項、前々項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出もしくは会員番号等の通知をいただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合もしくは会員番号等の通知がなされない場合は、当社らは予約がなかったものとして取り扱います。

(4) 企画旅行契約は、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、また電話によるお申し込みの場合は、本条 (3) により申込金を当社らが受理したときに成立いたします。

(5) 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知を発送したときに成立いたします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達したときに成立するものといたします。

### (6) 申込金

旅行代金区分	申込金 (お一人様あたり)
150,000 円未満	20,000 円以上旅行代金まで
150,000 円以上 300,000 円未満	30,000 円以上旅行代金まで
300,000 円以上	旅行代金の 20% 以上旅行代金まで

(7) お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らはおお客様の承諾を得て、お客様がウェーティングの状態でお待いただける期限を確認したうえで、お客様をウェーティングのお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力することがあります。この場合でも当社らは申込金を申し受けます。ただし、「当社から予約可能となった旨を通知する前にお客様よりウェーティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社らは当該申込金を全額払い戻します。尚、振込みによる払い戻しの場合、振り込み手数料はお客様ご負担になります。

(8) 本条 (7) の場合で、ウェーティングコースの契約の成立は、当社らが予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

## 第 3 条 お申し込み条件

(1) 20 歳未満の方は保護者の同意書が必要です。旅行開始時点で 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2) 企画旅行の参加に際し特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者の同行などを条件とさせていただくか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

(3) 通信契約をご希望の場合であって、お客様の有する提携クレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等の一部又は全部を弁済できない場合は、企画旅行契約の締結をお断りすることがあります。

(4) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(5) 障害・慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方あるいは現在健康を害している方などで特別な配慮を必要とする方はその旨旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な

範囲内でこれに応じます。慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を害している方は医師の健康診断書を提出して頂きます。この場合、旅行の実施に支障をきたすと当社が判断する場合は同伴者の同行を条件とさせていただきますが、ご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

(6) お客様がご旅行中に疾病・傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用は、お客様のご負担となります。

(7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。

(8) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。

(9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(10) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

(11) 同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者 (以下「契約責任者」といいます) を定め、企画旅行契約の申し込みをされた場合、当社は当該契約責任者をお客様構成員すべての契約締結に関する代理権を有しているものとみなし、当該契約に関する取引は契約責任者との間で行います。しかし当社は、契約責任者とお客様構成員との間の債務、義務について、なんらの責任を負うものではありません。

## 第 4 条 契約書面と確定書面 (最終旅行日程表)

(1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、企画書面、本旅行条件書、ご旅行お伺い書 (控え)、予約確認書等により構成されます。

(2) 確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名を記載した確定書面 (最終旅行日程表) を遅くとも旅行出発日の前日までにお渡しいたします。 (原則として旅行出発日の 10 日前～7 日前にはお渡しよう努力いたしますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発コースでは、旅行出発日の前日までにお渡しいたします。 ) ただし、旅行出発日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に企画旅行の申込みがなされた場合には、出発日当日までにお渡しいたします。お渡し方法には郵送を含みます。

(3) 当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前 (2) の確定書面に記載するところに特定されます。

(4) 当社はあらかじめお客様の承諾を得て、お客様にお渡しする旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項 (以下「記載事項」といいます) を提供することがあります。その場合当社はお客様の使用するファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

## 第 5 条 旅行代金のお支払

旅行代金は出発日の前日から起算して、21 日目に当たる日 (以下「基準日」といいます) より前にさかのぼってお支払いいただきます。また、基準日以降のお申込みの場合は、申込時点又は当社らの指定する期日までにお支払いいただきます。

## 第 6 条 お支払い対象旅行代金

(1) 募集型企画旅行契約における「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」「追加代金として表示した金額」の合計から「割引代金として表示した金額」を差し引いたものをいいます。

(2) 受注型企画旅行契約における「お支払い対象旅行代金」とは、企画広告又は企画書面に「企画料金として表示した金額」「旅行代金として表示した金額」「追加代金として表示した金額」の合計から「割引代金として表示した金額」を差し引いたものをいいます。

(3) 前 2 項の合計金額は、「申込金 (第 2 条)」「取消料・違約料 (第 15 条)」「変更補償金 (第 22 条)」の金額算出の基準となります。

## 第 7 条 渡航手続きと海外危険情報

(1) 日本国籍の方のご旅行に必要な旅券 (パスポート)、査証 (ビザ) 等の渡航手続き及びこれらの残存有効期間の確認はお客様ご自身にて行って頂きます。ただし、当社らは所定の料金を申し受け別途契約 (渡航手続代行契約) として手続の一部代行を承ります。この場合当社らはお客様ご自身に起因する事由により、旅券・査証等の取得ができなくてもその責任は負いません。

(2) お客様の旅行先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>にてご確認ください。

(3) ① お客様の旅行先 (国または地域) によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出力されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/>にてご確認ください。

② ご旅行のお申込後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社旅行契約の内容を変更し、または解除することがあります。その場合は旅行代金の変更 (解除の場合は全額返金) いたします。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断した場合、旅行を催行することがあります。この場合、お客様が旅行をお取りやめになると当社は所定の取消料を申し受けます。

## 第 8 条 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃。 (コースによっては等級が異なります。別途明示する場合を除きエコノミークラスとなります)

(2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金。 (空港・駅・埠頭と宿泊場所間及び都市間の移動バス料金) 旅行日程に「お客様負担」を表記してある場合を除きます)

(3) 旅行日程に明示した観光の料金 (バス料金、ガイド料金等)

(4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び宿泊にかかる税、サービス料 (別途明示する場合を除き複数定員のお部屋に定員人数の宿泊を基準とします)

(5) 旅行日程に明示した食事の料金 (ただし、機内食、飲物代は含まれません)、税、サービス料

(6) 団体行動中の心付

(7) 添乗員付コースの添乗員の同行費用

(8)パンフレット等で「〇〇付」等と表示されているものの経費  
※上記諸費用はお客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

## 第9条 旅行代金に含まれないもの

- (1)超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
- (2)クリーニング代、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。
- (3)傷害、疾病に関する医療費
- (4)渡航手続き関係諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代り料金)
- (5)お客様のご希望によりお一人部屋を使用する場合の追加代金
- (6)希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (7)日本国内の空港施設使用料
- (8)日本国外の空港税、出国税及びこれに類する諸税
- (9)旅行日程中の空港税、出国税及びこれに類する諸税
- (10)航空会社が設定する燃油特別付加代金
- (11)日本国内におけるご自宅から集合地・解散地間の交通費、宿泊費

## 第10条 追加代金

- 第6条でいう「追加代金として表示した金額」の一部を例示いたします。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます)
- (1)お部屋の等級アップに関する「グレードアップ追加代金」
  - (2)お一人部屋をご利用される場合の追加代金
  - (3)「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額
  - (4)「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
  - (5)その他パンフレット等で「〇〇追加代金」と称するもの

## 第11条 割引代金

- 第6条でいう「割引代金として表示した金額」の一部を例示いたします(あらかじめ割引後の旅行代金を設定している場合を除きます)
- (1)海外旅行の場合、満2～11歳のお客様が参加する際の子供割引料
  - (2)その他のパンフレット等で「〇〇割引代金」と称するもの

## 第12条 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明します。

## 第13条 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後でも次に掲げる事由により、旅行代金、追加代金及び割引代金の変更をすることがあります。
- (1)利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額された場合においては、当社は、その増額あるいは減額される範囲内で旅行代金の額を増額あるいは減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
  - (2)当社は、前項の定める適用運賃・料金の減額がなされる場合は、その減少額だけ旅行代金を減額します。
  - (3)第12条に記載した事由により旅行内容が変更され、旅行実施に関する費用の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。
  - (4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。たとえば、複数でお申込んだいただいたお客様の方が契約を解除したために他のお客様がお一人部屋利用となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、お一人部屋を利用するお客様からお一人部屋追加代金を申し受けます。

## 第14条 お客様の交替と氏名の訂正

- (1)お客様は万が一の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合は、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交代に要する手数料として、2万円をいただきます。また旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方が、当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することとなります。なお当社は、交代をお断りする場合があります。
- (2)ご旅行お伺い書にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要となります。この場合、当社は、お客様の交替の場合に準じて、本条(1)のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

## 第15条 旅行契約の解除・払い戻し

- (1)旅行開始前の解除
  - ①お客様の解除権  
ア お客様は、いつでも以下の表に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社又は旅行業法で規定された「受託営業所」のそれぞれ営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。  
イ 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース(本号ウに掲げる旅行契約を除く。)

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様あたり)
以下に該当しない受注型企画旅行の解除の場合	企画書面に明示した企画料金額相当
旅行開始日がピーク時の募集型企画旅行であり、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降出発日の集合時刻まで	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

注「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

ウ 海外旅行の場合、貸切航空機を利用するコース

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様あたり)
以下に該当しない受注型企画旅行の解除の場合	企画書面に明示した企画料金額相当
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降21日目にあたる日まで	旅行代金の50%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降4日目にあたる日まで	旅行代金の80%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日以降出発当日日まで(無連絡不参加を含みます)	旅行代金の100%

エ 日本発着時に船舶を利用するコースについては、当該船舶に係る取消料の規定によります。

- オ お客様は次に掲げる場合において、取消料なしで旅行契約を解除できます。
- 第12条に基づき、契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第22条の左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り、
  - 第13条(1)に基づき、旅行代金が増額されたとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - 当社がお客様に対し、第4条(2)の期日までに最終旅行日程表をお渡ししなかったとき。
  - 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- カ 当社は本条(1)①アにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(又は申込金)から所定の手数料を差し引いた額を払い戻しいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本条(1)①カにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(又は申込金)全額を払い戻しいたします。

### ②当社の解除権等

- ア お客様が第5条に規定する期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本条(1)①イ、ウ、エに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- イ 当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明し出発前に旅行契約を解除することがあります。
- お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
  - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
  - お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - 募集型企画旅行契約において、当該コースのお客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しないとき。この場合旅行開始予定日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあつては13日目(日帰り旅行においては3日目)に当たる日より前に、海外旅行においては23日目(旅行開始日がピーク時にあたる場合は33日目)に当たる日より前に、それぞれ旅行中止の通知をいたします。
  - スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ウ 当社は本条(1)②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。ただし、本条(1)②イ、e、f、gにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

### (2)旅行開始後の解除

- ①お客様の解除権  
お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しを致しません。
- ②当社の解除権・払い戻し  
ア 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
  - お客様が病気その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
  - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったとき。
- イ 本条(2)②ア、a、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配をいたします。その場合当該旅行サービスに要する一切の費用はお客様にご負担いただきます。

### ③解除の効果及び払い戻し

ア.当社は、本条(2)(2)により旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち当社は、お客様が既に提供を受けた旅行サービス部分を履行したものといたします。

イ.当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払い戻します。

## 第16条 旅行代金の払戻しの時期

(1)当社は、第13条(1)(2)(4)により旅行代金を減額した場合、もしくは第15条によりお客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

(2)本条(1)は、第18条(当社の責任)及び第20条(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 第17条 旅程管理

### (1)旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

①お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

②前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

### (2)当社の指示

お客様は企画旅行参加者として旅行開始後旅行終了までの間、旅行を安全かつ円滑に実施させていただくための当社の指示に従っていただきます。

### (3)企画旅行日程中の無手配日

当社は、企画旅行日程中において、航空機、ホテル等の旅行サービスの手配を全く行わない「無手配日」を設けることがあります。「無手配日」に該当する期間は当社約款に基づく特別補償の対象外となるため、当該期間に生じた事故によってお客様が被った損害に対し補償金、見舞金を支払いません。

### (4)添乗員

①旅行出発地から旅行終了時までの間の添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。

②添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。

③添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

④添乗員の業務は、原則として8時から20時までといたします。

## 第18条 当社の責任

(1)当社は企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます)の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

(3)手荷物について生じた本条(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり15万円を限度(故意又は重過失がある場合を除く)といたします。

## 第19条 特別補償

(1)当社は、前条(1)の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が企画旅行参加中(ただし無手配日の期間中を除く)に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。

(2)お客様が企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、自殺行為、無免許運転、売買春等法令違反行為、脳疾患等の疾病の場合と、企画旅行日程に含まれないスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライド機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本条(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

(3)当社が本条(1)に基づく補償金支払義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものといたします。

## 第20条 お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令違反、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の企画旅行契約約款の規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

(2)お客様は、当社から提供された情報を活用し、お客様ご自身の権利義務その他の企画旅行契約の内容を理解するよう努めなければなりません。

(3)旅行開始後において、万が一契約内容と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、現地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出てください。その場でお申し出がなく、後日お申し出いただいた場合でも対応できない場合がございます。

## 第21条 オプションツアー又は情報提供

(1)当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する募集型企画旅行(以下「当社企画のオプションツアー」といいます)につき、第19条(特別補償)の適用については、当社は主たる企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社企画のオプションツアーは、パンフレット、企画書面等で「企画:当社」と明示いたします。

(2)オプションツアーの企画者が当社以外の旨パンフレット、企画書面等で明示した場合には、当社は当該オプションツアー(以下「他社企画のオプションツアー」といいます)参加中のお客様に発生した特別補償(第19条)で規程する損害に対しても、同条の規定に基づき損害補償金をお支払いいたしますが、他社企画のオプションツアー一履行にかかる企画者の責任及びお客様の責任は、すべて他社企画のオプションツアーを履行する者の定めによります。

## 第22条 旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、第6条で定める「お支払対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いいたします。ただし、当該変更において当社に第18条(1)の規程に基づく責任が発生することが明らかな場合は変更補償金を支払いません。

(2)前項の規程にかかわらず、次の各号に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行なわれているにもかかわらず、運送機関等の座席、宿泊機関等の部屋その他の諸設備が不足したことによる変更の場合はこの限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令

②運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止(欠航、不通、休業などの場合)

③当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、スケジュール変更などの場合)

④お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

(3)前項及び前々項の規程にかかわらず、次の各号の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①契約書面(パンフレット、企画書面等)記載の旅行サービスを受ける順番が変更になった場合であっても、旅行中に当該旅行サービスを受けた場合。

②第15条の規程に基づき旅行契約が解除されたとき、当該解除された部分についての変更の場合。

③ひとつの企画旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額が、お一人様あたり1,000円未満であるとき。

(4)本条(1)の規程にかかわらず、当社がひとつの企画旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第6条で定める「お支払対象旅行代金」に15%を乗じた額を上限と致します。

(5)当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償に代え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償することがあります。

当社が変更補償金をお支払する変更	変更補償金の額＝1件につき 下記の%×お支払対象旅行代金	
	旅行開始の前日 までにお客様に 通知した場合	旅行開始日の前日 以降にお客様に 通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地の空港又は旅行終了地の空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨募集型企画旅行における上記①～⑧に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注 1:確定書面が交付された場合には、「契約書面」を「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面(パンフレット、企画書面等)の記載内容と確定書面(最終旅行日程表等)の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注 2: ③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注 3: ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 4:④、⑦、⑧に掲げる変更が、1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注 5:⑨に掲げる変更については、①～⑧までの率を適用せず、⑨によります。

## 第23条 通信契約

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金等のお支払を受ける」こと(以下「通信契約」といいます)を条件に「電話・郵便・フアクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申し込み」を受ける場合があります。(受託旅行者により当該取扱いができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は通信契約には該当せず、通常の旅行契約となります)「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは、一部が異なります。以下に異なる点のみご案内します。

(1)当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして以下の代金の支払をうけます。

当社が受ける支払代金の種類	カード利用日(=契約成立日、契約解除日)
お支払対象旅行代金(第6条)	契約締結の承諾通知を発送した時(第2条(5))ただし旅行開始日の前日から起算してさかのぼって22日目にあたる日より前の場合は22日目
取消料・違約料(第15条)	契約解除のお申し出があった日(既に代金のお支払後である場合は、解除のお申し出があった日の翌日から起算して7日以内に払い戻します)

(2)与信等の理由により会員のクレジットカードでの弁済ができない場合、当社は通信契約を解除し、第15条の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払を頂いた場合はこの限りではありません。

## 第24条 個人情報の取扱い

ご旅行お伺い書に記載いただいたお客様の個人情報について、当社は以下の取扱いを行います。

(1)収集目的

当社は、ご記載頂いたお客様の個人情報を旅行契約および旅行手続き、旅行に関するお客様への資料送付のために預かりいたします。

(2)提供

当社は、旅行の手続きのために航空会社・ホテル等にお客様の個人情報を提供させて頂きます。

(3)開示及び訂正・削除

当社は、お預かりしていた個人情報をお客様ご本人のお申し出によりその内容を開示させて頂きます。また、内容の訂正および削除のお申し出があった場合は、速やかにこれに応じます。なお、開示・訂正・削除についてのお申し出は、当社担当本支店もしくは個人情報管理事務局までお申し出ください。

(4)当社の個人情報管理規程は当社ホームページ

[http://www.kokusaikogyo.co.jp/privacy\\_policy.htm](http://www.kokusaikogyo.co.jp/privacy_policy.htm) をご覧ください。

## 第25条 その他

(1)お客様のご都合により旅行契約を解除し、旅行代金返金が発生した場合、振込返金手数料はお客様ご負担になります。

(2)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。

(3)当社はおお客様の便宜を図るために土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。また、輸入禁制品(賊物、偽ブランド品、コピー商品、ワシントン条約で規制されている動植物を原料とした製品等)は日本には持込ができません。お買い物の際はご注意ください。

(4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5)子供代金や子供割引代金が設定されている場合の子供(割引)代金は、旅行開始日を基準として、満2歳以上12歳未満の方に適用いたします。

(6)幼児代金は満2歳未満の方に適用になり、航空座席及び客室におけるベッドを専用利用しない方に適用になります。(専用利用する場合は子供代金が適用になります)

(7)当社が企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、パンフレット、企画書面等に記載された発地に集合してから、着地に帰着するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等に記載した海外での発地に集合してから、着地に帰着するまでとなります。これらの範囲外から(範囲外へ)の移動の部分は、別途手配旅行契約とさせていただきます。例えば東京発着の企画旅行に関西から参加する場合、当社は関西～東京間の航空機の手配を承ることがありますが、この部分は当該企画旅行の範囲外になります。

(8)当社の企画旅行にご参加いただくことにより、利用航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、当該サービスに関するお問合せ、登録等はお客様ご自身にて行っていただきます。また、利用航空会社の変更により当該サービスが受けられなくなった場合、および航空会社未定のコースで確定書面により航空会社がマイレージ対象外の航空会社になった場合は当社はその責任を負いません。

この「企画旅行条件書」に定めのない事項は当社旅行業約款によります。当社旅行業約款は以下の5タイプがございます。

「募集型企画旅行契約の部」および別紙「特別補償規程」

「受注型企画旅行契約の部」および別紙「特別補償規程」

「手配旅行契約の部」

「渡航手続代行契約の部」

「旅行相談契約の部」

当社旅行業約款をご希望の方は、当社ホームページ

<http://www2.kokusaikogyo.co.jp/travel/gaiyo.htm> をご覧ください。